



2023年1月12日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役社長 石塚 智士
(コード番号 7719 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理担当 石見 紀生
(TEL. 042-851-6027)

2023年2月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、今般、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
第117期(2023年2月期)第3四半期報告書
2. 延長前の提出期限
2023年1月16日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2023年3月8日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2022年12月9日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、外部機関より商事事業に係る売上計上の一部について、実質的には、取引の主体となっていない代理人取引や循環取引と疑われるような金融的取引等があるのではないか等の疑義(以下「本件疑義」といいます。)を呈されたことから、客観的な事実関係を明らかにするとともに、当社の管理体制に問題がなかったか否か等を明確にするために、当社と利害関係の無い外部の有識者で構成される第三者委員会を設置して、事実関係の調査ならびに問題が認められた場合の原因の究明および改善策の提言を委託いたしました。調査の対象は、当社が商事事業を開始した2019年(平成31年)2月期以降の有価証券報告書および四半期報告書に係る商事事業の取引および会計処理となりますが、必要に応じて類似取引についても調査を行うこととなります。

そのため、第三者委員会の調査結果が判明するまでは、過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正の必要性を判断することができない状況にあります。

この点、第三者委員会は、発足後、直ちに調査を開始し、当社の役職員へのヒアリング、関係資料の精査等を行い、早期に調査を完了すべく取り組んでおりますが、本件疑義には、関係する外部の取引先に対する調査が不可欠となり、取引の実態を確認し、最終的な調査結果を出すまでには、当社の役職員へのヒアリングや関係資料、電子メール等の精査のほか、デジタル・フォレンジック調査や関係する外部の取引先に対するヒアリング等を行うことから相当の時間

を要すると見込まれ、現時点のスケジュールでは、調査報告書がまとまるのは本年 2 月末あたりとなっております。

また、本件疑義の対象期間に係る有価証券報告書および四半期報告書の訂正を行うこととなった場合の訂正監査は、監査法人アリアが担当するところ、同監査法人は、2022 年 5 月開催の当社定時株主総会において新たに選任されたばかりの会計監査人であり、本件疑義の対象期間のほとんどの監査は、前任のアスカ監査法人および前々任の R S M 清和監査法人が行っていたことから、前任の各監査法人との調整・引継等を含め、監査に多くの時間を要することが想定されます。

以上のことから、過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正の有無および 2023 年 2 月期第 3 四半期の決算を確定させるには、相当の期間を要すると見込まれるため、当初 2023 年 1 月 13 日に提出を予定していた 2023 年 2 月期第 3 四半期報告書につきまして、法定の提出期限までに提出することは困難と判断し、関東財務局長に四半期報告書の提出期限に係る承認申請書を提出し、提出期限を 2023 年 3 月 8 日とした四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、直ちにお知らせいたします。

株主の皆様はじめお取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上